

秘密保持誓約書

_____（以下「乙」という。）は、「名古屋市立大学病院における連帯保証人代行業務委託」に関する業者選定（以下「本業者選定」という。）の秘密保持に関し、公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第1条 本秘密保持誓約は、甲が本業者選定において開示した情報の秘密保持について、乙が誓約するものです。

（秘密情報）

第2条 本誓約において、秘密情報とは、甲から乙に対して開示される本業者選定の仕様書付属資料等の情報で、公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は、本誓約書にいう秘密情報に当たらないものとします。

- （1）乙が甲から開示された時点で既に合法的に知得していたか、又は公知の情報
- （2）乙が甲から開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報
- （3）開示について、甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

（目的外使用の禁止）

第5条 乙は、秘密情報を本業者選定のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本業者選定以外の目的には、一切使用又は利用しません。

（損害賠償）

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりしたことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を採っても構いません。

（情報の返還）

第7条 乙は、甲から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体及び物件（複写物及び複製物を含む。）（以下「記録媒体等」という。）は、不要となった場合又は甲の請求がある場合には、直ちに甲に返還又は指示に基づき廃棄するものとする。

2 前項に定める場合において、秘密情報が乙の所有する記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（乙の所有する記録媒体等に秘密情報を記録しなかった場合は、その旨）を甲に書面にて報告するものとする。

（協議事項）

第8条 乙は、本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議のうえ円満に解決を図ります。

誓約日 令和 年 月 日

（乙）所在地

商号又は名称

代表者氏名

印